

図書館の基礎知識

—今、図書館に求められるもの—



NPO IRI知的資源イニシアティブ代表理事 山崎 博樹

自己紹介

■現在の仕事

総務省地域情報化アドバイザー 内閣府デジタルアーカイブ戦略会議委員
ビジネス支援図書館推進協議会副理事長
りぶしる実行委員長 日本図書館協会認定司書
日本生涯教育学会会員 デジタルアーカイブ学会評議員
紫波町図書館専門アドバイザー 知的資源イニシアチブ代表理事 (LoY選考委員)

■これまでの役職

秋田県立図書館副館長 国立国会図書館電子図書館課
レファレンス協同データベース企画協力員
秋田大学教育文化学部非常勤講師 (情報サービス)
総務省「知のアーカイブ」構成員

■これまで関わった社会教育施設

秋田県立図書館 (準備、勤務) あきた文学資料館 (準備、勤務)
紫波町オガールプラザ (図書館基本構想委員長、アドバイザー)
鹿角市文化の杜交流館コモッセ (運営委員) 三種町橋本五郎文庫 (アドバイザー)
横手市平鹿図書館 (設計支援)、八郎潟町駅前交流館はちパル (構想、設計)
由利本荘市文化交流館カダーレ、新石川県立図書館 (システム設計アドバイザー)
宮城県登米市図書館 (新図書館建設) 宮城県柴田町図書館 (アドバイザー)

公立図書館の経緯

王立図書館 アレキサンドリア

修道院図書館、寺院図書館

大学図書館、公共図書館（パブリック・ライブラリー）

文庫、書庫、経蔵、書籍館

1963年：「中小レポート」 市町村図書館の振興

1970年：「市民の図書館」 貸出、全域、児童

1990年：ICT活用

1995年：課題解決支援サービス

2010年：複合施設の進展 街づくり

2020年：市民協創

図書館の種類

- 公立図書館 図書館法
- 私立図書館 図書館法
- 大学図書館 大学図書館設置基準
- 学校図書館 学校図書館法
- 専門図書館 条例、企業内規
- 公民館図書館 社会教育法
- 国立国会図書館 国立国会図書館法

公共図書館関連法

- 図書館法 昭和25年
/図書館法施行規則

- 社会教育法 図書館法の上位法 9条
- 教育基本法 社会教育法の上位法 12条
- 著作権法 図書館資料の複写等 31条
- 地方自治法

教育基本法—社会教育法—図書館法

ガイドライン

- 図書館の自由に関する制限 1954年
- 図書館員の倫理綱領 1980年
- 公立図書館の任務と目標 1989年
- 図書館の設置及び運営上の望ましい基準 2012年
- ユネスコ公共図書館宣言 2022年

公立図書館の要件

➤ 図書館法 1 3 条では次の 3 要件を記載

① 図書館設置条例

② 図書館長

③ 専門的職員

図書館法第3条で求められる役割

- ① 様々な資料の**収集**、提供
- ② **図書データ**の作成
- ③ レファレンスツールの**整備**・相談サービス
- ④ 他図書館との連携、協力
- ⑤ 住民への全域サービス
- ⑥ 読書会、展示会、セミナー等の開催
- ⑦ カレント情報の**収集**、提供
- ⑧ 学習機会の提供
- ⑨ 学校、MLAK等関連機関との連携、協力

図書館の3つのアセット

➤ 建物

システム、周辺環境、アクセスも含む

➤ 資料

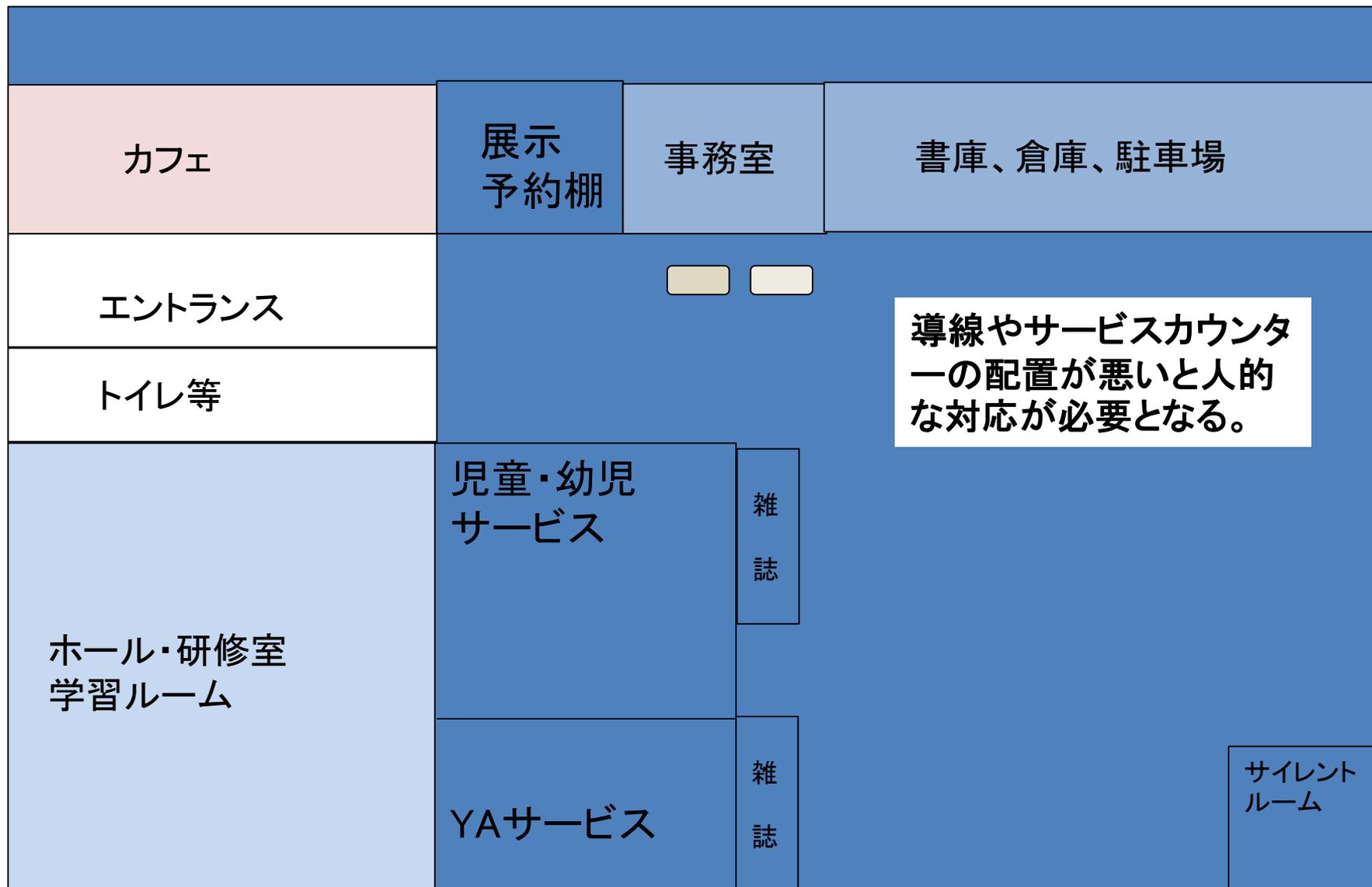
図書（過去出版物も含む）、逐次刊行物、
デジタルデータ、地域資料

➤ 人

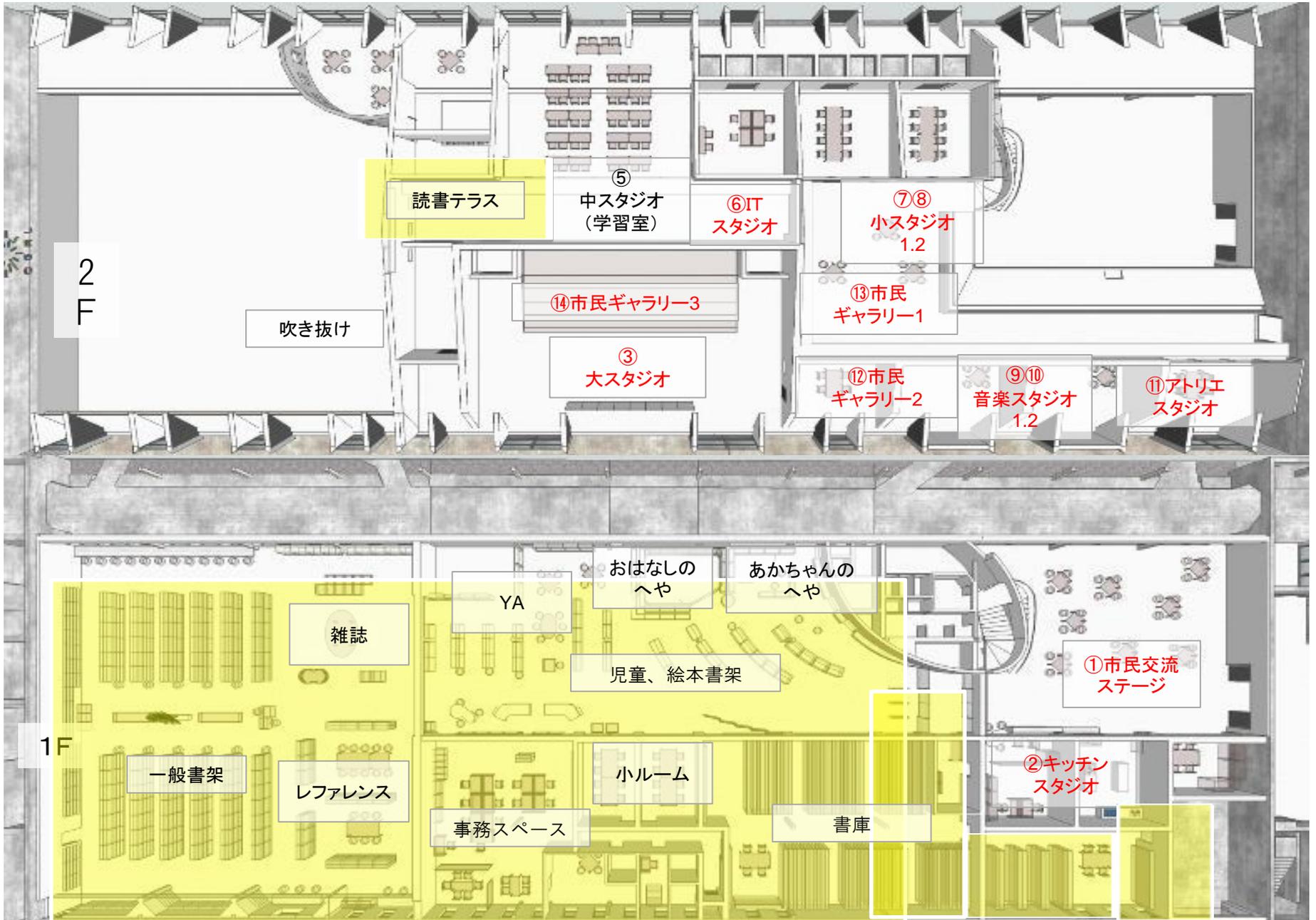
図書館職員、住民、関係職員

この3つのアセットで得られる成果は、その和ではなく掛け算 $2 \times 0.5 \times 0.5 = 0.5$ （1点満点）

図書館ゾーニングの例



紫波町情報交流館配置図



東共有棟

東口、エレベーター
トイレ、設備室ほか

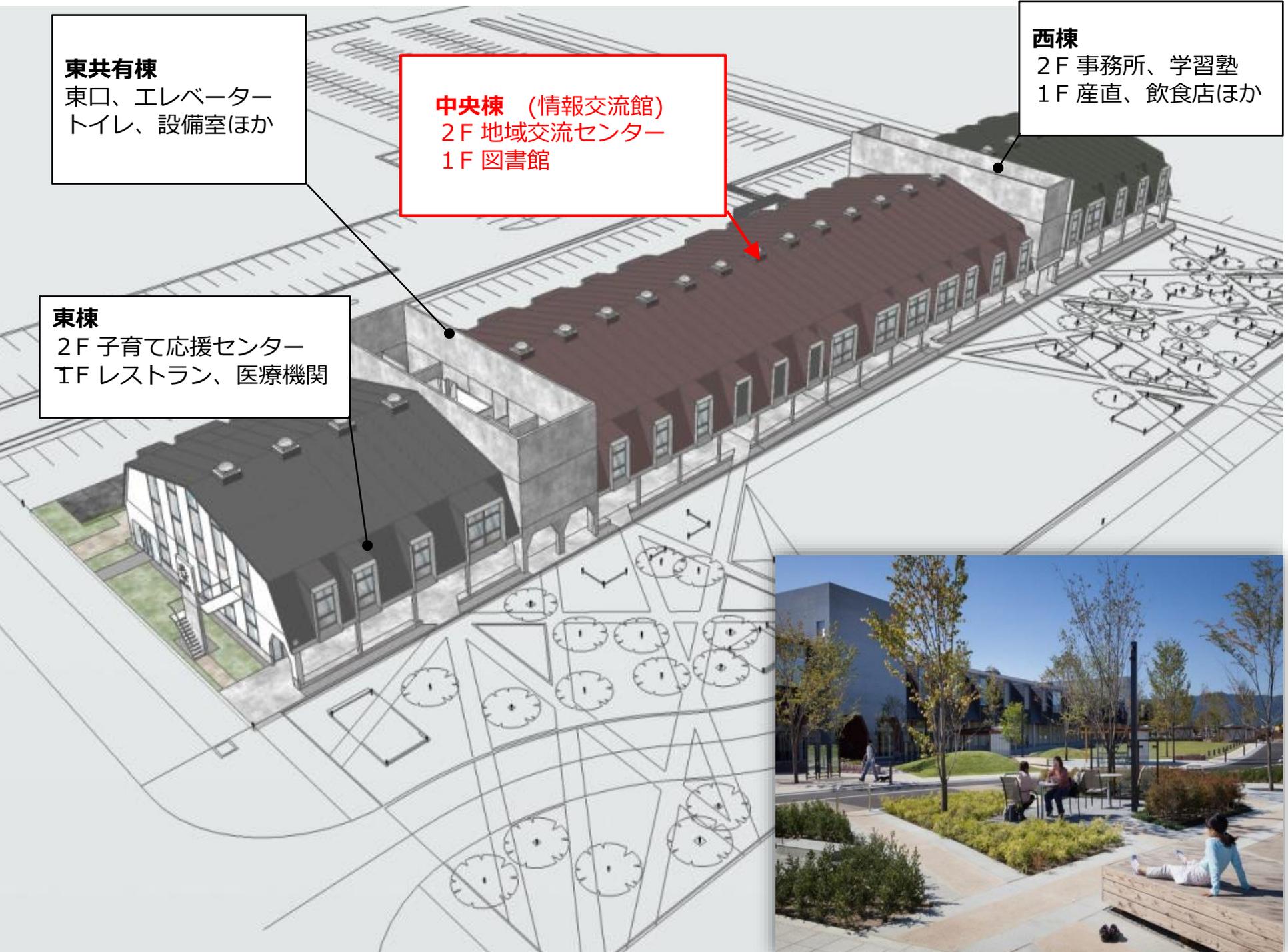
中央棟 (情報交流館)
2F 地域交流センター
1F 図書館

西棟

2F 事務所、学習塾
1F 産直、飲食店ほか

東棟

2F 子育て応援センター
1F レストラン、医療機関



オガールプラザ



オガールベース



岩手県フットボールセンター



オガールタウン



オガール広場



紫波マルシェ



紫波町図書館基本構想

●スローガン

「知りたい」「学びたい」「遊びたい」を支援する図書館

●基本構想の理念

知る権利を保障し知識や情報を町民の共通の財産として共有化させる町の施設

●図書館の7つの目的

①たくさんの情報に出会える場

②次代を担う人づくりの場

③まちの歴史・風土・文化に出会える場

④活力あるまちづくりを支援する場

⑤協働の推進に寄与する場

⑥人に出会える場

⑦新しい自分を発見できる場

●運営の3本柱：児童サービス・地域資料・ビジネス支援

●司書スローガン「何かあったら図書館へ！何があなくても図書館へ！

おでってくんなんせ！

新瀬戸内市立図書館 もみわ広場

- コンセプト 「持ち寄り、見つけ、分け合う広場」
- 新図書館像7つの指針
 - ①市民が夢を語り、可能性を拡げる広場
 - ②コミュニティづくりに役立つ広場
 - ③子どもの成長を考え、子育てを応援する広場
 - ④高齢者の輝きを大事にする広場
 - ⑤文化・芸術との出会いを生む広場
 - ⑥すべての人の居場所としての広場
 - ⑦瀬戸内市の魅力を発見し、発信する広場

せとうちヒブリアーナス - Setouchi Biblio Place -

- 「にぎわい」と「静寂」のデザインで高齢者/子育ての集まる社会に対応した Biblio Place
- 「郷土博物資料」と「図書館資料」が融合展示/配架された瀬戸内市独自の Biblio Place

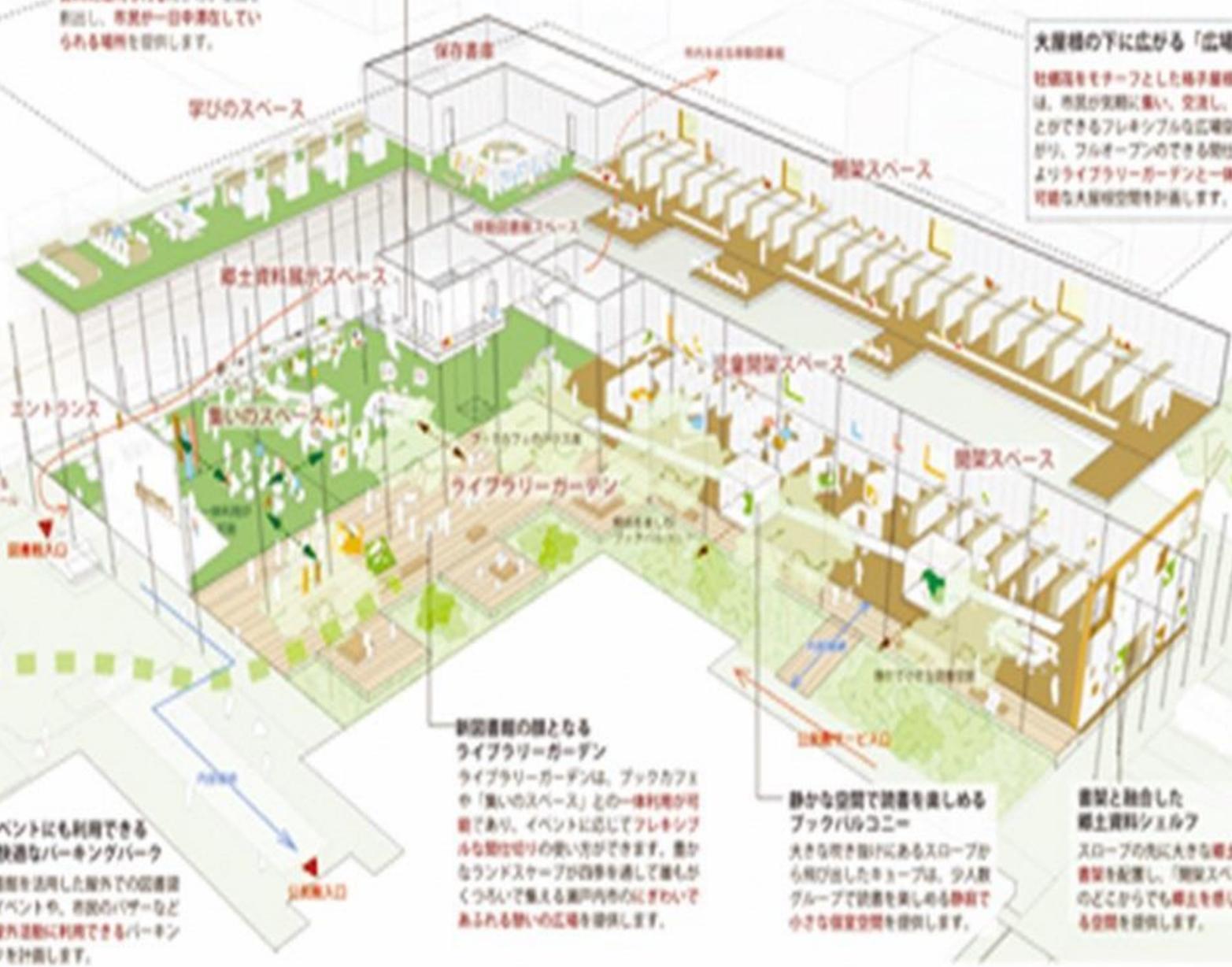
大屋根の下に広がる「広場空間」

社団法人をモチーフとした格子屋根の下には、市民が気軽に集い、交流し、憩うことができるフレキシブルな広場空間が広がり、フルオープンのできる開放感によりライブラリーガーデンと一体利用可能な大屋根空間が創出されます。

車庫間隔を基準としたモジュールによる構成
 駐車間隔 2.5mを基準としたモジュールにより外構・建築・家具を一体的に構成し、採光のとれた空間を創出するとともに、部材の規格化による工期短縮、低コストで省エネな建築を目指します。

瀬戸内市の郷土に触れるにぎわいの空間
 「郷土展示スペース」にはブックカフェを併設し、誰もが気軽に郷土資料に触れられるにぎわいの空間を創出し、市民が一日中滞在いただける場所を提供します。

屋外イベントにも利用できる安全・快適なパーキングパーク
 移動図書館を活用した屋外での図書貸出しイベントや、市民のバザーなど様々な屋外活動に利用できるパーキングパークを計画します。



学びのスペース

郷土資料展示スペース

ライブラリーガーデン

閲覧スペース

閲覧スペース

新図書館の顔となるライブラリーガーデン
 ライブラリーガーデンは、ブックカフェや「集いのスペース」との一体利用が可能であり、イベントに応じてフレキシブルな開放感の使い方ができます。豊かなランドスケープが四季を通して誰もがくつろいで集える瀬戸内市のにぎわいである憩いの広場を提供します。

静かな空間で読書を楽しむブックバルコニー
 大きな吹き抜けにあるスロープから飛び出したキューブは、少人数グループで読書を楽しむ静寂で小さな個室空間を提供します。

書架と融合した郷土資料シェルフ
 スロープの先に大きな郷土資料書架を配置し、「閲覧スペース」のどこからでも郷土を感じられる空間を提供します。

2階

1階







図書館の評価

➤ 指標的評価

- 公立図書館任務と目標、Lプラン21
- これからの図書館像
貸出密度、入館者数、登録率、蔵書数等
- 図書館パフォーマンス指標 ISO 11620
サービス利用件数、イベント開催数、ネット利用

➤ 人的評価

- 住民アンケート、ライブラリー・オブ・ザ・イヤー
接遇、情報の見せ方、ターゲット明確化
他機関・住民連携、ICTを用いた新しいサービス

近年の公立図書館の7つの傾向

- 1 すべての世代が利用できる環境を提供
 - ・ 勤め人、障がい者、子育て中の親、中高生等
- 2 住民の課題や学習をサポートするサービス
 - ・ ビジネス、健康、生活全般のサポート、資料提供
- 3 地域の営み・文化を収集・保存し伝える機能
- 4 他機関及び学校教育との協同・連携
- 5 住民と協創し、住民同士のつながりを促進
- 6 様々な住民の居場所として機能
- 7 複合施設化による利便性向上
 - ・ 教育施設から商業施設（産直、スーパー等）